平成27年度
町立保育所・認可保育園児童申込受付
（4月入所）

＜一次審査受付期間＞

平成26年11月10日（月）～28日（金）

土日・祝日を除く午前8：30～午後5：15
※申込書類配布10月31日（金）から
※一次審査受付期間以降の受付は、二次審査分としての受付となります。

＜申込書類配布・受付場所＞

新規児童：役場こども課（1階）
継続児童：町立保育所、各認可保育園
必要書類を揃えてご提出ください。詳しくは、入所案内冊子にてご確認ください。書類の不備等がある場合は受付できません。
※書類は町ホームページからもダウンロードできます。

＜対象児童＞

①南風原町に住所を有し、集団保育が可能な児童（0歳児は出生届け提出後であること）
②両親及び同居親族が、就労等の理由で「日頃保育ができない状態」と判断できる児童
③平成27年度中に就労または、職場復帰等の入所基準に該当する児童
※障がい児保育を希望する場合は、必ず医師からの診断書等を添えてお申し込みください。

	保育所名	電話番号	所在地
町立	宮平保育所	889-3920	宮平9
宮平保育所	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105
	かねぐすく保育園	889-4378	新川160
	南風原はなぞの保育園	889-3425	大名156-4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667-9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416-2
	さんご保育園	889-1768	本部434-44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208-1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平372-1
	てぃだ保育園	888-1945	宮平607-1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52-1

お問い合わせ　こども課　子育て支援班　☎889-7028

＜子ども・子育て支援新制度について＞

平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。11月10日から認定申請の受付も行います。詳細については町広報10月号、ホームページに掲載されています。

国民年金だより

納めた国民年金保険料は全額保険料控除の対象となります！！

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は大切に保管してください。

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付しなければなりません。

毎年11月上旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬に平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方に対して、**日本年金機構から**送付されます。年の途中から、国民年金に加入した方、10月1日以降に初めて保険料を納付した方は、2月上旬に同様の証明書が必要になります。年末調整・確定申告を行うまで大切に保管してください。

控除証明書については…専用ダイヤル ☎0570-058-555
050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1144
受付期間：平成26年11月4日（火）～平成27年3月16日（月）
○月～金曜日 午前9：00～午後7：00　○第2土曜日 午前9：00～午後5：00
（祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

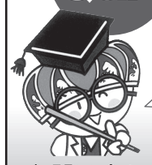

ねんきん Q&A

Q 家族（大学生の子供等）の国民年金保険料を納めたときはどうなるの？

A ご自身の社会保険料と合わせて申告してください。配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を納めたときは、納めた方がその保険料額を申告することができます。ご家族あてに送られた控除証明書もご自身の控除証明書と一緒に添付のうえ申告してください。

お問い合わせは　**那覇年金事務所 ☎855-1122**　または　**国保年金課 ☎889-1798**

広報はえばる　平成26年11月1日　No.438

第15期 南風原町農業委員が決まりました

任期満了に伴う農業委員の改選が行われ、選挙委員13人（無投票）、選任委員3人（農協推薦1人、農業共済組合1人、議会推薦1人）が10月1日付で辞令交付を受けました。任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日です。

任期
（自）平成26年10月1日
（至）平成29年9月30日

農地や農業者年金等に関することは農業委員会にお気軽にご相談ください。

お問い合わせ
農業委員会
（産業振興課内）
☎889-4163

農業委員の主な仕事

1. 農地パトロールの実施
2. 農地と農家の実情・意向の把握と記録
3. 農業者年金加入の推進
4. 農地の利用・権利関係の調整・斡旋
5. 認定農業者への利用集積と経営改善支援

新垣　勇（あらかき いさむ）（与那覇）

大城　繁雄（おおしろ しげお）（照屋）

会長職務代理者
大城　清子（おおしろ きよこ）（津嘉山）

会長
神里　良光（かみざと よしみつ）（山川）

中村　勉（なかむら つとむ）（宮平）

野原　廣吉（のはら こうきち）（喜屋武）

小橋川　共信（こばしがわ きょうしん）（宮平）※沖縄県農業共済組合推薦

赤嶺　良光（あかみね よしみつ）（神里）※沖縄県農業協同組合推薦

赤嶺　善春（あかみね よしはる）（神里）

富名腰　泰裕（ふなこし やすひろ）（新川）

新垣　哲位（あらかき てつのり）（津嘉山）

仲里　峯子（なかざと みねこ）（宮城）

大城　一雄（おおしろ かずお）（宮平）※議会推薦

仲座　方健（なかざ ほうけん）（大名）

大城　廣政（おおしろ ひろまさ）（本部）

仲里　周正（なかざと しゅうせい）（兼城）

農地には農地法が適用されます！

詳しくは農業委員会へお問い合わせください。☎889-4163

- ●農地を購入・貸借する場合
  農地法第3条の許可が必要です。
- ●農地を転用（農地以外）する場合
  農地法第4条、第5条の許可、または届出が必要です。
  （転用例）住宅・アパート建築、資材置場、駐車場等
- ●農地を相続した場合
  農業委員会へ届出が必要です。